平成２４年（フ）第７１８９号
東京都小平市小川町１丁目741―116―101
債務者　蒲生喜代美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３号
静岡市葵区北安東１丁目37番11号ハイツ城北203号、旧住所静岡市駿河区中田本町25番３号
債務者　市原　通行
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９３１号
東京都足立区伊興３丁目18―16―202
債務者　三治とし江
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６号
東京都東村山市美住町１丁目４番地１　11―602
債務者　田中　　薫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５７号
埼玉県深谷市東方3641番地39　アリス深谷７号館105号
破産者　吉岡　陽子（旧姓長瀬）
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１３９号
札幌市西区西町南15丁目４番６―201号、開始決定時の住所札幌市手稲区前田１条12丁目３番20号
破産者　三上　國生
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４０号
札幌市西区西町南18丁目４番18号　カーサ秋桜101号
破産者　三上　邦浩
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
札幌市厚別区厚別西３条４丁目８番29号
破産者　小島　義照
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田127番地６
破産者　小林　和幸
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７６号
埼玉県入間市大字下藤沢595番地１県住３―202
破産者　古田惠美子
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０９号
神奈川県横浜市西区戸部本町50番21―905号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比５丁目７番１号
破産者　柳澤　信男
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７６５号
名古屋市名東区小池町442番地の２　フレスト藤ケ丘503号
破産者　伊藤　勇人
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３８号
愛知県大府市若草町２丁目83番地　レジデンス若草Ｂ101号
破産者　鳥居知恵子
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４５号
名古屋市港区宝神２丁目2101番地の２　パトビア207号
破産者　坂口絃こと　坂口　　紘
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５７号
名古屋市天白区西入町267番地２階
破産者　高木　東矢
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
愛知県豊橋市向山台町１丁目１番地　鈴広マンションハイツ向山３―Ｆ、住民票上の住所愛知県豊橋市西幸町字古並268番地８
破産者　藤崎　政治
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４３９号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番33―404号
破産者　大窪理里子
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部